

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るとその翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
保険医等の登録(〃)
- 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- ◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 行政書士試験の実施(地方課)
林業改良指導員資格試験の実施(林務課)

告 示

鳥取県告示第五百九十六号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|------------------|------------|
| 田中薬局 | 東伯郡東郷町大字旭四〇五―二 | 平成四年六月十五日 |
| ながせ歯科医院 | 境港市湊町一五〇 | 平成四年六月二十一日 |
| 中村歯科医院 | 米子市加茂町二丁目一五二 | 平成四年六月二十三日 |
| 薬局桔梗堂 | 米子市東倉吉町七九 | 平成四年六月二十四日 |
| 大石小児科 | 倉吉市西仲町二六四七 | 平成四年六月三十日 |
| みなみ歯科医院 | 鳥取市南吉方一丁目一〇八一 | 平成四年六月十五日 |
| あだち歯科医院 | 東伯郡東郷町大字中興寺三五八一― | 〃 |

鳥取県告示第五百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|-----------|
| 奈賀 卓司 | 鳥医第四、五三三号 | 平成四年六月十日 |
| 大谷 みずえ | 鳥薬第八二二号 | 平成四年六月十二日 |

鳥取県告示第五百九十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|------------|
| 寺本 久美子 | 鳥国薬第八〇七号 | 平成四年四月二十四日 |
| 河田 恭子 | 鳥国薬第八〇九号 | 平成四年五月二十八日 |
| 小椋 ゆかり | 鳥国薬第八一一号 | 平成四年六月二日 |

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を平成四年七月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

平成四年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

境港市

二 事業の種類

「(仮称)境港文化ホール」建設事業

三 起業地

1 収用の部分 境港市中野町字南大工田及び字南原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

境港市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年七月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

| 施設 の 名称 | 所 在 地 |
|---------|------------|
| 南田集会所 | 岩美郡福部村大字南田 |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について)の一部を次のように改正する。

平成四年七月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表の医療法人養和会広江病院の項及び医療法人養和会老人保健施設仁風荘の項中「米子市上後藤三二」を「米子市上後藤三丁目五一」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年七月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 者 名 |
|---------|-----------|-----------|
| ばちんこ遊技機 | スーパー麻雀Z | 株式会社ソフナイア |
| 〃 | ルーキーロボP-2 | 〃 |
| 〃 | ボンバーショット | 〃 |
| 〃 | アラボービート | 株式会社平和 |
| 〃 | スクラソウルⅢ | 〃 |
| 〃 | ジャンボスライダー | 〃 |

| | | |
|---|-------------|-----------|
| 〃 | ジービート | 株式会社ニューギン |
| 〃 | エキサイトフォース4 | 〃 |
| 〃 | たぬ吉君 | 京楽産業株式会社 |
| 〃 | たぬ吉君2 | 〃 |
| 〃 | ワンダーランディ | 株式会社三共 |
| 〃 | キングダーボームII | 〃 |
| 〃 | フナーバーマジカルDI | 株式会社大同 |

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成4年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

平成4年7月7日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の日時

平成4年10月25日（日）午後1時30分から午後5時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

(1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法(同法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。

(2) 一般常識

(3) 論述(800字)

4 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験手続

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において、平成4年8月3日(月)から交付する。

| | |
|-----------------|-------------|
| 鳥取県総務部地方課 | 鳥取市東町一丁目220 |
| 鳥取県中部県政事務所 総務課 | 倉吉市東殿城町2 |
| 鳥取県西部総合事務所 受付窓口 | 米子市糺町一丁目160 |

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、鳥取県総務部地方課(郵便番号680)あてに請求すること。その場合、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込みの受付の期間及び時間

ア 期間

平成4年9月1日(火)から同月18日(金)までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、受け付けない。

なお、郵送の場合は、平成4年9月18日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

イ 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部地方課(鳥取県庁本庁舎3階)

(4) 提出書類

受験願書用紙に必要な事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書

| | |
|--|---|
| <p>すること。</p> <p>ア 履歴書（市販のもの）</p> <p>イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書等）</p> <p>ウ 写真（受験申込前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの）</p> <p>(5) 受験手数料及びその納付方法</p> <p>ア 受験手数料 5,500円</p> <p>イ 納付方法</p> <p>アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上 部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>(6) 受験票の交付</p> <p>受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。</p> <p>(7) 問い合わせ先</p> <p>鳥取県総務部地方課行政係（電話0857—26—7056）</p> <p>6 合格者の発表</p> <p>(1) 時期</p> <p>平成5年1月第3週</p> <p>(2) 方法</p> <p>鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示す るとともに、合格者にはその旨を通知する。</p> <p>7 合格証の交付</p> <p>合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。</p> <p>鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）</p> | <p>第2条の規定により、平成4年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実 施する。</p> <p>平成4年7月7日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 受験資格</p> <p>次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者</p> <p>なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出す る際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に 規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」 という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は 平成5年10月19日までに卒業する見込みの者</p> <p>(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき 農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）に よる農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」とい う。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成 4年10月20日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれ らの期間を通算した期間が2年以上に達するもの</p> <p>ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験 研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」とい う。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験 研究又は教育</p> |
|--|---|

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成4年10月20日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

2 試験の日時
平成4年10月20日（火） 9時から

3 試験の場所
鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び大会議室

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

| | |
|------|--|
| 必須項目 | 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法 |
| 選択項目 | 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目 |

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

5 受験手続

(1) 受験願書に次の書類を添付して、鳥取県農林水産部林務課（鳥取市東町一丁目220）に提出すること。

ア 履歴書

イ 1の(1)に該当する者においては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 1の(2)に該当する者においては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 1の(3)に該当する者においては、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

(2) 受験願書の受付期間は、平成4年8月5日（水）から同月31日（月）までとし、郵送による場合は平成4年8月31日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書すること。

6 受験願書等の交付

受験願書（履歴書及び受験資格認定申請書を含む。）は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。

郵便により請求する場合は、72円切手をはった、おて先明記の返信用

封筒を同封すること。

7 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手料は、還付しない。

8 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、合格者には合格した旨を通知する。

9 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話0857—26—7297）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。